

建設発生土処理業務取扱要領 新旧対照表

新	旧
<p>公益財団法人鳥取県建設技術センター建設発生土受入事業所管理規程第5条の規定に基づく建設発生土の処分方法等は、この要領の定めるところによる。</p> <p>1～14 &lt;略&gt;</p> <p><u>15 センターは、受注者から建設発生土の搬出先として、再生資源利用促進計画に係る受領書の交付を求められた場合、速やかに土砂受領書(様式9)を交付するものとする。</u></p> <p>附 則                      この要領は、平成24年2月1日から適用する。                      この要領は、平成24年5月8日から適用する。                      この要領は、平成25年5月8日から適用する。                      この要領は、令和5年10月1日から適用する。                      この要領は、令和6年2月1日から適用する。</p>	<p>公益財団法人鳥取県建設技術センター建設発生土受入事業所管理規程第5条の規定に基づく建設発生土の処分方法等は、この要領の定めるところによる。</p> <p>1～14 &lt;略&gt;</p> <p>附 則                      この要領は、平成24年2月1日から適用する。                      この要領は、平成24年5月8日から適用する。                      この要領は、平成25年5月8日から適用する。                      この要領は、令和5年10月1日から適用する。</p>